

事業事前評価表

国際協力機構 経済開発部
農業・農村開発第二グループ

1. 案件名 (国名)

国名：ブルキナファソ

案件名：農業を通じた栄養改善プロジェクト

(英語名) Project for the Improvement of the Nutritional Situation through Agriculture

(仏語名) Project d'Appui à l'Amélioration de la Situation Nutritionnelle à Travers l'Agriculture

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ブルキナファソは西アフリカのほぼ中央に位置する内陸国であり、度重なる政変・政治危機、また人口増や気候変動がもたらす失業や食料危機を起因とする深刻な貧困蔓延等の問題を抱えている。また、近年では過激派勢力の伸長による著しい治安悪化と同影響による更なる貧困悪化に直面している。

同国では農業が GDP の 18.4% を占め¹、人口の 82%² が従事する重要産業である。一方、同国の 5 歳未満児の死亡率は世界ワースト 12 位 (2020 年)、発育阻害 (Stunting) 率³ は 21.6%⁴ (2021 年) と、一部改善も見られるものの依然深刻な状況にある。こうした状況を踏まえ、同国政府は、農業を経済成長・貧困削減と、国民の栄養状態改善双方に重要な分野と位置づけ、2013 年に「国家栄養・食料安全保障政策 (PNSAN)」を、2017 年には「国産作物の消費推進のための国家戦略 (2019-2023)」を策定した。同戦略では、農作物の生産性向上を通じた経済成長・貧困削減のみならず、栄養改善のため、栄養価に優れ現地食文化にも適した調理方法の開発や多様化、加工水準向上、衛生習慣改善、包装技術改良等による付加価値化を目指している。更に同国政府は、2020 年 1 月「学校給食を通じ、学齢期の子どもが少なくとも 1 日 1 食はバランスの取れた食事を確実に摂取できるようにする」旨の大統領イニシアチブを発表。本イニシアチブは、農業畜産水産資源省の主導の下、教育・保健等複数省庁と協働で学校児童と農家の栄養改善に取り組むことを促すものである。

かかる背景の下、同国政府は、農業を通じた栄養改善実践のため、関係者間の

¹ 世界銀行、2020 年

² Ministère de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt - Politiques agricoles à travers le monde - Fiche pays - Burkina Faso、2015 年

³ 発育阻害 (Stunting) : 年齢相応の身長を持つ基準集団に対して、身長の中央値からの標準偏差がマイナス 2 未満である乳幼児の低栄養状態を示す。

⁴ UNICEF、2021 年

協議枠組構築、学校給食等関係者の能力強化、消費者に対する栄養啓発等を行うべく、本事業を我が国に要請した。

(2) 当該国における農業セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対ブルキナファソ 国別開発協力量針（平成 30 年 8 月）」の重点分野は「①農業開発」、「②教育の質の向上」、「③域内経済統合の促進」であり、本事業は①と②に合致する。「①農業開発」に向け、本事業は農産品多様化、高付加価値化の支援を通じ、農業従事者の所得向上と生活安定化による経済成長加速を目指すのみならず、人々の健康的な生活のために栄養改善を図るものである。また、本事業は、対象サイトの学校給食の質向上による就学児童の食生活改善、保護者への栄養啓発等を通じ、地域における一体的な栄養改善への取組推進を図るものであり、学校給食拡充を通じた児童通学率向上に貢献し、「②教育の質の向上」に資する。

また、本事業は、課題別事業戦略「7. 栄養の改善」のクラスター「食と栄養のアフリカイニシアティブ (IFNA)」に寄与する。IFNA では 2016 年の発足時よりブルキナファソを重点国の一つとし、「食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査 (2018 年)」及び「アフリカ地域 IFNA における IFNA 国別戦略 (ICSA) 展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査 (2022 年)」にて対象国として情報を収集した。更に、本事業は収入向上を通じた食事改善を目指し、農家に対する市場志向型農業の普及に取組むことから、同戦略「5. 農業・農村開発 (持続可能な食料システム)」の「小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP)」にも貢献する。更に、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」にも貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

- ・ アフリカ開発銀行 (以下、「AfDB」): 「開発政策・人材育成基金 (PHRDG)」を活用したマルチセクター案件として、「効果的・効率的な栄養摂取のための地産地消型学校給食プロジェクト (PRSNi)」を 2020 年より実施中。学校菜園の設置、学校給食の改善、栄養教育を主な事業とし、学校関係者と農家の能力強化を支援している。
- ・ 国際農業開発基金 (以下、「IFAD」): 農家の生産と収入向上を目指し、西部 3 州では農業セクター促進支援プロジェクト (PAFPA: 2018-2023)、南西部州を加えた 4 州で農業バリューチェーン支援プロジェクト (PAFA-4R: 2020-2025) を実施中。JICA 農業政策アドバイザーと連携し SHEP トレーナー研修を実施し、SHEP アプローチによる支援を展開。栄養教育も実施している。

- ・ WFP：保健省に対し、栄養改善のための社会・行動変容コミュニケーション（SBCC）の戦略策定を支援中。また、サヘル州に加え、北部州と東部州で国内避難民向けの学校給食プログラムを実施し、学校菜園設立や給食の質の改善にも対応する。
- ・ その他、USAID、FAO、世界銀行、UNICEF 等が栄養、母子保健、学校給食、農業等の各分野で複数の関連事業を実施している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、対象地域において、農業、保健、教育のマルチセクター関係者による包括的な取組みにより、食事と衛生の改善に向けた住民の行動変容を促進し、もって対象州における同取組み普及と住民の栄養改善に寄与するものである。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

中央（Centre）州、中央南部（Centre-Sud）州、ムウン（Boucle du Mouhoun）州、南西部（Sud-Ouest）州、サヘル（Sahel）州、東部（Est）州内の計 18 サイト。うち、日本人専門家の直接介入地域は中央州ワガドゥグ市内の 2 サイト。サヘル州、東部州においては、治安状況を踏まえ当面の現場活動は行わず、同州からの集合研修参加等を想定する。

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農業畜産水産資源省（MARAH）、国民教育・識字・国語推進省（MENAPLN）、保健・公衆衛生省（MSHP）

最終受益者：対象サイトの小学校の児童、農家、妊産婦、乳幼児及び母親

（4）総事業費（日本側）

約 5.4 億円

（5）事業実施期間

2021 年 2 月～2027 年 2 月

（6）事業実施体制

① 主実施機関：農業畜産水産資源省（MARAH）、農村経済振興総局（DGPER）

- ・ 英語名：Ministry of Agriculture, Animal and Fishery Resources, General Directorate for Rural Economy Promotion

- ・ 仏語名：Ministère de l'Agriculture des Ressources Animales et Halieutiques (MARAH), Direction Générale de la Promotion de l'Économie Rurale (DGPER)

② 副実施機関 1：国民教育・識字・国語推進省（MENAPLN）、フォーマル教育総局（DG-AEF）教育施設資機材調達局（DAMSSE）

- ・ 英語名：Ministry of National Education, Literacy and Promotion of

National Languages, General Directorate for Access to Formal Education, Directorate for the Allocation of Specific Resources to Educational Structures

- ・ 仏語名 : Ministère de l'Education nationale, de l'Alphabétisation et de la Promotion des Langues nationales (MENAPLN), Direction générale de l'Accès à l'Education formelle (DG-AEF), Direction de l'Allocation des Moyens spécifiques aux Structure éducatives (DAMSSE)

③ 副実施機関 2 : 保健・公衆衛生省 (MSHP)、保健・公衆衛生総局 (DGSHP) 栄養局 (DN)

- ・ 英語名 : Ministry of Health and Public Hygiene, General Directorate of Health and Public Hygiene, Directorate of Nutrition
- ・ 仏語名 : Ministère de la Santé et de l'Hygiène Publique (MSHP), Direction Générale de la Santé et de l' Hygiène Publique (DGSHP), Direction de la Nutrition (DN)

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣 (合計約 51 人月) :

- ・ 総括／マルチセクター連携
- ・ 市場志向型農業
- ・ 栄養改善／母子保健
- ・ 学校給食
- ・ 研修管理／業務調整

② 研修員受け入れ : (本邦研修／第三国研修)

第三国研修、国別研修 (SHEP) 等

③ 機材供与 :

車両、IT 機材、事務用備品等

④ 活動運営費

2) ブルキナファソ国側

① カウンターパート :

カウンターパート職員の配置、プロジェクト管理ユニットの設置

② 施設・機材の提供 :

プロジェクト事務所スペース、水光熱費

③ 活動運営費 :

カウンターパートの活動経費 (旅費・会議参加費等)、供与機材の維持管理経費、その他の必要経費

④ その他

各種便宜供与

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・ 「学校とコミュニティ協働強化による教育の質改善プロジェクト (PAQER-CEC) (2018-2023)」: 学校運営委員会 (Comités de Gestion d'Ecole、以下「COGES」) の活性化による教育の質改善を目的とする技術協力プロジェクトであり、学校給食の改善事例の普及を含む活動を計画している。特に、本事業と対象が重なる地域では、COGES の活用や給食支援の実施に際し、双方の成果を活用し連携する。
- ・ 「農業・農村開発政策アドバイザー (2005-2023)」: 農業畜産水産資源省の農業・農村開発事業の実施能力強化のため派遣中。本事業における同省関係者への市場志向型農業 (SHEP) の研修実施、マルチセクターの栄養改善アプローチの普及、開発パートナーや関係省庁との成果共有や協働促進に際し、必要な支援・助言を受ける。
- ・ 「市場志向型農業 (SHEP)」課題別研修: 毎年、同国農業畜産水産資源省より多くの関係者が参加している。本事業ではこれらの帰国研修生との連携や協力のもと、SHEP 研修を実施する。

2) 他の開発協力機関等の活動

- ・ AfDB: PRSNI の実施を通じて学校菜園・栄養・衛生教育の教材を開発し、教育省関係者向けの研修を行っている。本事業の学校給食や児童の栄養改善にかかる活動では、同事業の教材と育成人材の有効活用を図る。
- ・ IFAD: 上述のとおり、PAFPA 及び PAFA-4R において SHEP アプローチを導入し、栄養教育も実施中。特に本事業と対象地域が重なる南西部州において、互いの経験・ノウハウの共有や育成人材の活用を図る。
- ・ Scaling Up Nutrition (SUN) や Nutrition Cluster 等、既存の栄養改善分野の支援プラットフォームに参加する他の開発パートナー機関等と会合を開催し、ベストプラクティスを広げるための方策を協議する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: C

- ② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

- #### 2) 横断的事項: 本事業による農業を通じた収入向上、および学校給食の拡充は、栄養価の高い食料へのアクセスを改善し、食糧危機に対する脆弱性を軽減するものである。一方、事業対象地には反政府武装勢力の影響が指摘

されている北部・東部州も含まれ、テロ頻発により多くの学校が閉鎖を余儀なくされているところ、こうした状況を踏まえたアプローチを検討する必要がある。また、首都ワガドゥグ等には多くの国内避難民が流入しており、対象者の選定時には国内避難民や避難民の受入コミュニティにも裨益するような工夫が求められる。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】 ■GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>

本事業は、農業開発と栄養改善に関する行動変容を通じて、母親の栄養改善を促すものである。なお、本事業ではジェンダー関連政策・制度を確認し、介入時や農家調査の際には世帯主のみならず、男女双方から情報を収集することで農業経営における男女共同参画策を検討する予定。また、栄養改善に関する啓発活動を実施し、家庭内の文化的な性別役割分業に留意した上で、母親を含む世帯の全ての家族を巻き込んだ介入を行い、ジェンダーや男女の役割を意識して家庭内福祉（Family Welfare）の向上に取り組む計画である。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：対象州内の他地域において栄養改善に関する行動変容を促進するための取り組みが実践される。

指標及び目標値：

1. 対象各州のX以上のサイトにおいて、プロジェクトの栄養改善アプローチに基づく取り組みの実践例が確認される。

(2) プロジェクト目標：対象サイトにおいて、栄養改善に関する行動変容が促進される。

指標及び目標値：

1. 対象サイトの農家世帯の食事多様性の向上に関する指標。

2. 対象サイトの妊産婦と乳幼児の母親の食事多様性の向上に関する指標。

3. 対象サイトの乳幼児（6-23 ヲ月児）の食事多様性の向上に関する指標。

4. 対象サイトの学校児童の食事多様性の向上に関する指標。

5. 対象サイトの全世帯において、食事前の石鹼を用いた手洗いの実施率が44%からX%に向上する。

(3) 成果

成果1：詳細な課題分析を通して本事業のPDMが改訂される。

成果 2 : 対象サイトにおける、農業を通じた栄養改善に関する介入方針が 3 省間でまとめられる。

成果 3 : 対象サイトの農家の収入向上と栄養改善のため、市場志向型農業 (SHEP) を含む農業振興に関する取り組みが地方の農業技術普及担当職員を中心に実践される。

成果 4 : 対象サイトの村落コミュニティの妊産婦、乳幼児およびその母親の栄養改善に関する取り組みが、保健センターを中心に実践される。

成果 5 : 対象サイトの学校給食や児童の栄養の改善に関する取り組みが、学校を中心に実践される。

成果 6 : 栄養改善に関する包括的な取り組みが、マルチセクターの関係者間の協議や協働を通じて実践され、実施方法がとりまとめられる。

(4) 主な活動

- ・ 市場志向型農業、栄養改善、学校給食にかかる調査、介入方法の検討を行い提案する。調査結果を踏まえて PDM が更新される。
- ・ 対象サイトにおける栄養改善のための介入実施にかかるマルチセクターの協議の実施方法を提案し、活動計画を関係 3 省間で取りまとめる。農業省等職員、農業普及員および対象サイトの農家に対し、SHEP アプローチ、生産者組合の能力強化、及びその他の農業研修と支援を行う。
- ・ 対象サイトの保健センター職員やヘルスワーカー等に研修を実施し、妊婦及び乳幼児の母親に対し、栄養改善に関する啓発を含む介入を行う。
- ・ 対象サイトの学校関係者に研修を実施し、学校の給食・衛生・菜園の施設整備や改善、給食メニューの検討、栄養・衛生教育の実施を支援する。
- ・ 対象サイトにおけるマルチセクター間の協働を支援し、効果的な介入事例やアプローチをまとめ、開発パートナーや関係省庁と共有する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 農業及び栄養改善分野の関連政策が大きく変化しない。
- ・ 政治的及び経済的混乱が発生しない。

(2) 外部条件

- ・ 政治面、経済面、治安面の状況が悪化して本事業活動に大きな影響を与えない。
- ・ 農業生産に悪影響を与える自然災害（旱魃、洪水、有害な事象）が発生しない。
- ・ 農産品の価格が大きく下落しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

- ① マダガスカル「食と栄養改善プロジェクト（2019-2024）」：マルチセクターアプローチを実践し、世界銀行による母子保健にかかる活動との協働により効率的な取り組みの実現と成果の拡大を目指している。マルチセクター研修では、行動変容の実現に向け、裨益者自身が「フードトラッキング」という食生活の見える化ツールにより食事の偏りに気づく仕掛けを設けている。また現地普及体制を考慮し研修負荷の軽減のため各セクターの研修内容を軽量化して組み合わせることが試行されている。
- ② ケニア「小規模園芸農家組織強化・振興ユニットプロジェクト(SHEP UP)（2010-2015）」：小規模農家の生計向上を図る事業として、農家自身が市場調査を行い、需要のある品種や品質、販売時期、価格等を確認することで、農家の「気づき」を促し、営農計画の再考を促した。結果、農家は自発的に「売るための作物栽培」を実践し、生計が向上した。このことから、「気づき」を促す協力は、行動変容に有効であることが確認された。

(2) 本事業への教訓

上記①事業に関し、ドナー間協働の調整や工夫の内容や、行動変容に結びつく仕掛けとして食事傾向にかかる気づきを得る機会を組み込むこと、また普及に向けた研修軽量化等の教訓は本事業でも活用できる。

上記②事業の教訓は、「気づきのステップ」を応用し、農家の行動変容を促すことである。本事業でも農家自ら「売るための栽培」を意識的に取り入れることで、世帯の所得を向上させ、更なる導きとして栄養改善に関連した啓発活動を行い、対象地域の住民の栄養状態が改善されるよう検討する。

7. 評価結果

本事業は、ブルキナファソの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致している。また、市場志向型農業、コミュニティおよび学校を中心とした栄養改善に関する包括的取り組みとモデル構築、そしてコミュニティレベルでの行動変容の発現は、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施の必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 1 年以内	ベースライン調査
事業終了 6 か月前	エンドライン調査
事業完了 3 年後	事後評価

以 上

別添資料： 農業を通じた栄養改善プロジェクト 対象地域図

農業を通じた栄養改善プロジェクト

